

備品の利用料の算定について（素案）

平成28年12月22日
公共施設マネジメント課作成

1 利用料設定に関する原則

- (1) 新たに購入した備品又は修繕により耐用年数の延長を図った備品のうち、特定の団体等のみが利用するもの¹については、施行規則において新たに「利用料」を設定する。ただし、光熱水費等の負担が大きい備品については、この限りでない。
- (2) 「利用料」の額は、「秦野市公共施設の利用者負担の適正化に関する方針」に定めた『稼働率50%の状態でフルコストの3分の1負担』を原則とする。

2 標準的計算式及び計算例

【標準的計算式】

$$\frac{\text{購入費（修繕費）}}{\text{耐用年数}^2} \times \frac{2}{\text{年間利用可能時間}} \times \frac{1}{3} = 1 \text{ 時間当たりの利用料の目安(A)}$$

$$A \times 1 \text{ 回当たりの標準的利用時間} = 1 \text{ 回当たりの利用料(100円未満切り上げ)}$$

【計算例①：卓球台（購入費8万円・耐用年数3年）】

$$\frac{80,000 \text{ 円}}{3 \text{ 年}} \times \frac{2}{(350 \text{ 日} \times 13 \text{ 時間})} \times \frac{1}{3} \doteq 4 \text{ 円(A)}$$

$$4 \text{ 円/時間} \times 2 \text{ 時間/回} = 100 \text{ 円/回(100円未満切り上げ)}$$

【計算例②：陶芸用電気窯（修繕料130万円・1回の電気料1,000円・耐用年数9年）】

$$\frac{1,300,000 \text{ 円}}{9 \text{ 年}} \times \frac{2}{(350 \text{ 日} \times 13 \text{ 時間})} \times \frac{1}{3} \doteq 21 \text{ 円}$$

$$(21 \text{ 円/時間} \times 8 \text{ 時間/回}) + (1,000 \text{ 円} \times \frac{1}{3}) = 600 \text{ 円/回(100円未満切り上げ)}$$

¹ 会議室におけるテーブルと椅子のように大半の利用者が使用するものを除く。

² 原則として減価償却資産の耐用年数に関する省令に基づく耐用年数とする。